2025年12月16日

「受信料の学生免除」

“年収の壁”引き上げに伴う変更点について

NHKでは、親元などから離れて暮らし、扶養されている学生や奨学金を受給している学生、それに年間収入が一定額以下の学生等を対象に、受信料を全額免除としています。

この年間収入の金額については、これまで学生本人の「前年の年間収入が130万円以下」の場合、免除の対象となるとご案内していましたが、いわゆる“年収の壁”の引き上げに伴い、来年1月からは「前年の年間収入が187万円以下」に変更となります。

【年間収入に関する要件】

これまで	前年の年間収入が **130万円** 以下
2026年1月から	前年の年間収入が **187万円** 以下

＜参考＞

「日本放送協会受信料免除基準」では、学生本人の前年の年間収入が、所得税法に規定されている各種控除のうち、▼給与所得控除額のうち最も低い額、▼勤労学生控除の控除額、▼基礎控除の控除額のうち最も高い額の合計額以下の学生を免除対象としています。

2025年4月に施行された所得税法の一部改正により、いわゆる“年収の壁”が引き上げられ、「給与所得控除額」と「基礎控除額」が変更されました。これに伴い、2026年1月から学生免除を適用する年間収入に関する要件が変更となります。

	これまで	2026年1月から
給与所得控除額	55 万円	65 万円
勤労学生控除	27 万円	27 万円
基礎控除	48 万円	95 万円
合計	130 万円	187 万円

【受信料の学生免除 申請方法】

受信料の免除には申請が必要となります。来年1月から、親元などから離れて暮らし、前年の年間収入が187万円以下の事由で学生免除を申請される場合は、「学生証」と「市町村民税非課税(課税)証明書」をお手元にご準備のうえNHKホームページ（https://www.nhk-cs.jp/j/gakusei）よりお手続きをお願いします。

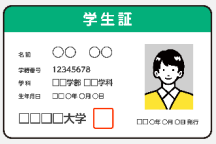

＋

市町村民税非課税（課税）証明書は、学生ご本人の住民登録のある自治体の窓口や、マイナンバーカードをお持ちであればコンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機で取得することができます。（一部対応していない自治体もあります。）

免除申請のお手続きは こちらをクリック ▶ 学生免除の申請受付サイト >>

こちらの二次元コードからも 簡単にお手続きいただけます ▶

【学生のみなさまへ NHKからのオススメ】

NHKでは、ニュースやドラマ、学生生活に役立つさまざまなコンテンツをインターネットでお届けしています。
テレビをお持ちでなくても、スマートフォンやタブレットから簡単にアクセスいただけます。ぜひご利用ください。

① NHK ONE

番組の同時配信や見逃し・聴き逃し配信、ニュース記事や動画など、NHKの番組や情報を一つにまとめた新しいインターネットサービスです。
学生の方でも、親元などから離れて暮らし、受信契約と学生免除のお手続きがお済みであれば、別途のご契約や追加のご負担なくサービスをご利用いただけます。
サービスの利用方法について詳しくはこちら(https://www.nhk.or.jp/nhkone/)をご覧ください。

② NHK GAKUSEI

学生のみなさんを応援するウェブサイトです。
学生生活が充実した日々になるよう、NHKの多彩な番組や情報でサポートします。ぜひ、こちら(https://www.nhk.or.jp/gakusei/)からアクセスしてください。